

# 平成26年7月 特約地震保険改定のご案内

地震保険の始期日が平成26年7月1日以降となる地震保険について改定を行いましたので、ご案内申し上げます。主な改定点は、以下のとおりです。

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

## 1. 特約地震保険料の改定

地震保険料を改定いたしました。都道府県および建物の構造により、改定率は異なります。

### 【保険料改定の背景】

地震保険の保険料率は、政府の地震調査研究推進本部が作成する「確率論的地震動予測地図」を用いて算出しています。先般、この「確率論的地震動予測地図」が一部見直されたこと等により、全国的に地震保険の保険料率の改定を行うことになりました。

## < 都道府県別の地震保険料一覧 >

保険金額100万円に対する年間保険料（割引適用なしの場合）

| 都道府県  | 建物の構造  | I構造（A構造、B構造、特級、1級または2級）<br>例）鉄筋コンクリート造、石造、鉄骨モルタル塗 等 |       |        | II構造（C'構造、C構造、3'級または3級）<br>例）木造モルタル塗、省令準耐火構造 等 |        |       |
|---|--------|---|-------|--------|--|--------|-------|
|   |        | 改定前   | 改定後   | 差額     | 改定前  | 改定後    | 差額    |
| 岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県<br>富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県<br>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県<br>鹿児島県 |        | 460円  | 580円  | +120円  | 910円   | 950円   | +40円  |
| 長野県、滋賀県、岡山県、広島県   | 590円   | ▲10円  |       | 1,160円 | ▲210円  |        |       |
| 福島県   | 460円   | +120円   |       | 910円   | 1,160円   |        | +250円 |
| 北海道、青森県、宮城県、新潟県、岐阜県<br>京都府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県<br>沖縄県                         |        | 590円  | 750円  | +160円  | 1,160円   | 1,470円 | +310円 |
| 香川県   |        |   |       |        | 1,430円   |        | +40円  |
| 山梨県   | 830円   | ▲80円  |       | 1,720円 | ▲250円  |        |       |
| 茨城県、愛媛県   | 830円   | 1,050円  | +220円 | 1,720円 | 2,180円   | +460円  |       |
| 埼玉県、大阪府   | 960円   | 1,220円  | +260円 |        |  |        |       |
| 徳島県、高知県   | 830円   | 1,050円  | +220円 | 1,970円 | 2,490円   | +520円  |       |
| 千葉県、愛知県、三重県、和歌山県  | 1,540円 | 1,800円  | +260円 | 2,800円 | 2,910円   |        | +110円 |
| 東京都、神奈川県、静岡県  |        |   |       | 2,860円 |  |        | +50円  |

※表内の▲はマイナスを意味します。

【保険料例】建物の所在地：東京都、建物の構造：C構造、地震保険金額：1,000万円

改定前：2,860円 × (1,000万円/100万円) = 28,600円

改定後：2,910円 × (1,000万円/100万円) = 29,100円

## 2. 免震建築物割引・耐震等級割引 割引率の拡大

耐震等級割引（耐震等級3または2）と、免震建築物割引は、割引率を拡大します。

| 割引の種類         | 改定前 | 改定後 |
|---------------|-----|-----|
| 耐震等級割引（耐震等級3） | 30% | 50% |
| 耐震等級割引（耐震等級2） | 20% | 30% |
| 免震建築物割引       | 30% | 50% |



既に「耐震等級割引（耐震等級3）」「耐震等級割引（耐震等級2）」または「免震建築物割引」を適用しているご契約については、平成26年7月1日以降に、地震保険の継続を迎えた時点より、改定後の割引率を適用します。

再度お手続きをいただく必要はありません。



「耐震等級割引（耐震等級1）」「建築年割引」「耐震診断割引」の割引率（10%）に変更はありません。

裏面もご確認ください。

### 3. 割引確認資料の拡大

地震保険の始期日が平成26年7月1日以降となる地震保険契約について、割引を適用する際の確認資料を拡大しました。割引の適用条件をみることが確認できる所定の確認資料の写しをご提出いただけますと、地震保険割引を適用することができます。現在、地震保険割引を適用していない場合でも、新たに割引を適用できる可能性がありますので、ご確認ください。

#### 改定点1

##### 免震建築物割引

##### 耐震等級割引

(1) 以下を確認資料の対象とします。

- ①住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」
- ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」(フラット35S「適合証明書」)または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」
- ③住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用を受けるために必要な「住宅性能証明書」

(2) 長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類として、以下を確認資料の対象とします。

- ①「住宅用家屋証明書」
- ②「認定長期優良住宅建築証明書」

(3) 他の資料とセットで確認資料の対象としていた以下の資料は、単独での提出でも対象とします。

長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」

#### 改定点2

##### 建築年割引

##### 新築年月の確認条件を緩和します。

確認資料の「新築年月」が以下の表記であり、昭和56年6月1日以降に新築された建物であることが確認できる場合は、建築年割引(10%)の割引が適用できます。(ただし、新築年月を別途ご申告いただきます。)

- ①新築年月の記載が「着工時期」「工事開始時期」等の表記
- ②新築年が、「平成〇年～平成〇年」といった幅での表記または「平成〇年新築予定」といった予定の表記
- ③「昭和56年6月1日以降に施行された建築基準法に基づき建築された」旨の表記

### < 地震保険割引確認資料一覧(概要) >

| 割引の種類   | 割引の適用条件  | 確認資料の種類   |
|---|--|---|
| 免震建築物割引<br>(割引率：50%)  | 品確法に基づく免震建築物である場合                                      | (1)「住宅性能評価書」<br>(2)評価指針に基づく「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合にかぎります。)<br>(3) <b>追加</b> 「共用部分検査・評価シート」<br>(4) <b>追加</b> フラット35S「適合証明書」<br>(5) <b>追加</b> 「現金取得者向け新築対象住宅証明書」<br>(6) <b>追加</b> 「技術的審査適合証」<br>(7) <b>追加</b> 「住宅性能証明書」 |
| 耐震等級割引<br>割引率：<br>(耐震等級3 50%)<br>(耐震等級2 30%)<br>(耐震等級1 10%) | 品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合 | (8) 以下①と②の2つの書類のセット(①のみの場合、耐震等級割引(30%)が適用されます。)<br>①長期優良住宅の認定書類(「認定通知書」など)または <b>追加</b> <u>認定長期優良住宅であることが確認できる書類(「住宅用家屋証明書」または「認定長期優良住宅建築証明書」)</u><br>②「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(「設計内容説明書」など)                 |
| 耐震診断割引<br>(割引率：10%)   | 耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法における耐震基準をみとす場合                   | (1)耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類<br>(2)耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書  |
| 建築年割引<br>(割引率：10%)  | 昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合                               | (1)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」などの公的機関等が発行する書類<br>(2)宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」  |

※地震保険期間の途中でも、確認資料をご提出いただくことにより、割引が適用されます。

※すでに地震保険割引を適用している場合でも、上記の資料をご提出いただくことで割引率を拡大できる場合があります。ただし、地震保険割引はいずれか一つのみの適用となります。また、拡大された資料による割引適用は平成26年7月1日以降始期契約から使用可能となります。

※割引は割引資料のご提出日以降の期間について適用されます。

### 4. 地震保険普通保険約款の改定

現行約款における「重大事由による解除」の条文中に、解除事由として「契約者や被保険者が反社会的勢力に該当する場合」を追加しました。

●このチラシは地震保険改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、幹事保険会社(損保ジャパン日本興亜株式会社)までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

◆おかけ間違いにご注意ください。

勤労者財産形成融資住宅特約火災保険幹事会社  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 特約火災保険部

0120-313-433

受付時間 平日 午前9時～午後5時 ただし、土日祝日、12月31日～1月3日は除きます。  
※休日・祝日明けはお電話が混み合う場合がございます。